

【表紙】

【提出書類】	四半期報告書
【根拠条文】	金融商品取引法第24条の4の7第1項
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	平成27年2月3日
【四半期会計期間】	第91期第3四半期（自平成26年10月1日至平成26年12月31日）
【会社名】	東京電力株式会社
【英訳名】	Tokyo Electric Power Company, Incorporated
【代表者の役職氏名】	代表執行役社長 廣瀬 直己
【本店の所在の場所】	東京都千代田区内幸町1丁目1番3号
【電話番号】	03(6373)1111(大代表)
【事務連絡者氏名】	経理部 財務計画グループマネージャー 高橋 マコト
【最寄りの連絡場所】	東京都千代田区内幸町1丁目1番3号
【電話番号】	03(6373)1111(大代表)
【事務連絡者氏名】	経理部 財務計画グループマネージャー 高橋 マコト
【縦覧に供する場所】	東京電力株式会社 神奈川支店 (横浜市中区弁天通1丁目1番地) 東京電力株式会社 埼玉支店 (さいたま市浦和区北浦和5丁目14番2号) 東京電力株式会社 千葉支店 (千葉市中央区富士見2丁目9番5号) 株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町2番1号)

第一部【企業情報】

第1【企業の概況】

1【主要な経営指標等の推移】

回次		第90期 第3四半期 連結累計期間	第91期 第3四半期 連結累計期間	第90期
会計期間		平成25年 4月1日から 平成25年 12月31日まで	平成26年 4月1日から 平成26年 12月31日まで	平成25年 4月1日から 平成26年 3月31日まで
売上高	百万円	4,800,196	4,932,556	6,631,422
経常利益	"	189,220	227,051	101,418
四半期(当期)純利益	"	772,898	180,069	438,647
四半期包括利益又は包括利益	"	803,102	206,523	480,031
純資産額	"	1,940,682	1,782,536	1,577,408
総資産額	"	15,301,030	13,818,663	14,801,106
1株当たり四半期(当期)純利益	円	482.32	112.37	273.74
潜在株式調整後1株当たり四半期(当期)純利益	"	156.59	36.48	88.87
自己資本比率	%	12.5	12.7	10.5

回次		第90期 第3四半期 連結会計期間	第91期 第3四半期 連結会計期間
会計期間		平成25年 10月1日から 平成25年 12月31日まで	平成26年 10月1日から 平成26年 12月31日まで
1株当たり四半期純利益 又は四半期純損失()	円	97.79	68.70

(注) 1. 当社は四半期連結財務諸表を作成しているため、提出会社の主要な経営指標等の推移については記載していない。

2. 売上高には、消費税等は含まれていない。

2【事業の内容】

当社グループ（当社及び当社の関係会社）は、当社、子会社47社及び関連会社36社（平成26年12月31日現在）で構成され、電気事業を中心とする事業を行っている。

当社は、今後予定される電力システム改革に対応し、各事業部門がコスト意識を高めるとともに自発的に収益拡大に取り組むことで、競争力を高めていくことを目的に、平成25年4月1日より社内カンパニー制を導入した。社内カンパニー制では、「フュエル&パワー・カンパニー」「パワーグリッド・カンパニー」「カスタマーサービス・カンパニー」の3つのカンパニーを設置するとともに、3カンパニー以外の組織は、コーポレートとして、グループとしての総合力発揮を目指している。あわせて、当社グループ全体では、カンパニーを主体とする経営管理へ移行し、関係会社の事業・業務管理については、関連する事業を行っているカンパニー及びコーポレートが実施している。

この体制の下、報告セグメントは、「フュエル&パワー」「パワーグリッド」「カスタマーサービス」「コーポレート」の4つとし、これまで報告セグメントに含まれない事業セグメントである「その他」に区分してきた関係会社についても、第1四半期連結会計期間より、4つの報告セグメントにあわせて整理している。

当第3四半期連結累計期間において、当社グループが営む事業の内容について、重要な変更はない。セグメント変更後の関係会社の位置付けならびに主要な関係会社の異動は、以下のとおりである。

〔フュエル&パワー〕

（主な関係会社）

テプコ・オーストラリア社、TEPCOトレーディング(株)、東電フュエル(株)、東京臨海リサイクルパワー(株)、パシフィック・エルエヌジー・ SHIPPING社、パシフィック・ユーラス・SHIPPING社、シグナス・エルエヌジー・SHIPPING社、東京ティモール・シー・リソーシズ(米)社、テプコ・ダーウィン・エルエヌジー社、東京ティモール・シー・リソーシズ(豪)社、君津共同火力(株)、鹿島共同火力(株)、相馬共同火力発電(株)、常磐共同火力(株)

〔パワーグリッド〕

（主な関係会社）

東京発電(株)、東京電設サービス(株)、東電タウンプランニング(株)、東電用地(株)

〔カスタマーサービス〕

（主な関係会社）

テプコカスタマーサービス(株)、東京都市サービス(株)

〔コーポレート〕

平成26年4月をもって、当社関係会社の「(株)東光高岳ホールディングス」は同社完全子会社である「(株)高岳製作所」及び「東光電気(株)」を吸収合併し、商号を「(株)東光高岳」へ変更した。

なお、平成26年10月をもって、当社関係会社の「東京計器工業(株)」は解散した。清算結了は平成27年2月の予定である。

（主な関係会社）

東電不動産(株)、東京パワーテクノロジー(株)、東電設計(株)、(株)テプコシステムズ、テプコ・リソーシズ社、トウキョウ・エレクトリック・パワー・カンパニー・インターナショナル社、東京計器工業(株)、東電リース(株)、(株)ファミリーネット・ジャパン、東電パートナーズ(株)、東電物流(株)、リサイクル燃料貯蔵(株)、(株)当間高原リゾート、トウキョウ・エレクトリック・パワー・カンパニー・インターナショナル・パイトン社、(株)関電工、(株)ユーラスエナジーホールディングス、(株)東光高岳、(株)日立システムズパワーサービス、(株)アット東京、日本原燃(株)、日本原子力発電(株)、(株)東京エネシス、ティームエナジー社、テプディア・ジェネレーティング社、アイティーエム・インベストメント社

第2【事業の状況】

1【事業等のリスク】

当第3四半期連結累計期間において、新たに発生した事業等のリスクはない。
また、前事業年度の有価証券報告書に記載した事業等のリスクについて重要な変更はない。

2【経営上の重要な契約等】

該当事項なし。

3【財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

(1)業績の状況

当第3四半期連結累計期間の売上高は、前年同四半期比2.8%増の4兆9,325億円、経常利益は前年同四半期比20.0%増の2,270億円となった。

販売電力量は、夏期の気温が前年を下回って推移し冷房需要が減少したことなどから、前年同四半期比3.7%減の1,874億kWhとなった。

内訳としては、電灯は前年同四半期比4.5%減の619億kWh、電力は同6.9%減の71億kWh、特定規模需要は同3.1%減の1,184億kWhとなった。

収入面では、燃料費調整制度の影響などにより電気料収入単価が上昇したことなどから、電気料収入は前年同四半期比1.6%増の4兆3,580億円となった。

これに地帯間販売電力料や他社販売電力料などを加えた売上高は、前年同四半期比2.8%増の4兆9,325億円、経常収益は前年同四半期比2.6%増の4兆9,817億円となった。

一方、支出面では、原子力発電が全機停止するなか、為替レートの円安化の影響などにより燃料費が引き続き高い水準となったものの、生産性倍増委員会できりまとめた緊急避難的な繰り延べを含む最大限のコスト削減に努めていることなどから、経常費用は前年同四半期比1.9%増の4兆7,547億円となった。

四半期純利益は、特別利益として原子力損害賠償・廃炉等支援機構からの資金交付金5,125億円を計上した一方、原子力損害賠償費5,436億円を特別損失に計上したことなどから、前年同四半期比76.7%減の1,800億円となった。

また、当第3四半期連結累計期間における各セグメントの業績（セグメント間取引消去前）は次のとおりである。

なお、第1四半期連結会計期間より、報告セグメントの区分を変更しており、以下の前年同四半期比較については、前年同四半期の数値を変更後のセグメント区分に組み替えた数値で比較している。

[燃料&パワー]

売上高は、前年同四半期比3.0%増の2兆5,447億円となり、営業利益は前年同四半期比207.6%増の2,492億円となった。

[パワーグリッド]

売上高は、前年同四半期比3.8%減の1兆1,634億円となり、営業利益は前年同四半期比22.9%減の1,342億円となった。

[カスタマーサービス]

売上高は、前年同四半期比2.8%増の4兆8,772億円となり、営業利益は前年同四半期比215.0%増の2,384億円となった。

[コーポレート]

売上高は、前年同四半期比42.9%減の2,474億円となり、営業損失は3,231億円（前年同四半期は1,005億円の営業損失）となった。

(2) 事業上及び財務上の対処すべき課題

新・総合特別事業計画のもと、当社グループは、社員一人ひとりが「責任と競争」の両立をめざし、一丸となって賠償、福島復興、廃炉の責務を全うしていくとともに、電力の安定供給を貫徹しつつ、電力システム改革を先取りした新たなエネルギーサービスの提供と企業価値の向上に総力をあげて取り組んでいく所存である。また、こうした取り組みを通じて、事故の責任を長期にわたり果たすと同時にその責任を担うに足る経営基盤を確立し、企業活力を最大限発揮できる自律的運営体制へと段階的に移行していくことをめざす。

福島復興に向けた取り組み

避難を余儀なくされている方々や事業再開を検討されている方々が一刻も早く新しい生活・事業を始めることができるよう、被害者の方々に徹底して寄り添うとともに、最後のお一人まで賠償を貫徹する。具体的には、ベテラン管理職の福島専任化等により現場対応力を強化するなど迅速かつきめ細やかな賠償を徹底するとともに、未請求者の方々へのご請求の呼びかけを強化する。

また、除染の加速化や生活環境の再生のため、「10万人派遣プロジェクト」による社員の派遣を継続するなど、早期のご帰還に向けて人的・技術的資源を集中投入し、国や自治体との連携を加速する。

さらに、産業基盤の整備や雇用機会の創出に向け、国と連携して福島・国際研究産業都市構想の実現に尽力し、世界最新鋭の石炭火力発電所の建設等に取り組んでいく。

福島第一原子力発電所の廃炉と原子力安全

廃炉・汚染水対策については、国内外の英知を結集して技術的課題を克服しつつ、国とともに長期にわたる廃炉作業を緊張感を持って安全かつ着実にすすめる。

このため、合理化等により今後10年間で1兆円の追加資金・予算枠を確保するとともに、平成26年4月に設置した「福島第一廃炉推進カンパニー」のもと、廃炉・汚染水対策に集中して取り組んでいく。平成27年3月までに約80万トンの汚染水貯留タンク容量の確保と、貯留汚染水の全量浄化をめざしてきたが、今年度中の貯留汚染水全量浄化については難しい状況となっている。今後は、多核種除去設備のさらなる処理能力向上をはかり、安全を第一に一日も早い貯留汚染水の全量浄化をめざす。なお、平成25年に開始した4号機の使用済燃料プールからの燃料取り出しについては、平成26年12月に作業を完了している。こうした取り組みに加え、設備の恒久化対策や労働環境の抜本的な改善、長期の廃炉作業を支える人材の計画的な確保も推進する。

さらに、世界トップレベルへの品質・安全の向上をめざし、国内外の専門家・有識者からなる「原子力改革監視委員会」の監督のもと策定した「原子力安全改革プラン」を着実に実施し、改革の加速化及び安全文化の浸透をはかると同時に、柏崎刈羽原子力発電所のより一層の安全性向上対策や運営面での改善に取り組んでいく。

経営合理化のための方策

経営基盤の強化と競争力向上のため、外部専門家を活用した調達改革等のコスト構造改革や管理会計の導入によるコスト意識の徹底を今後もさらにすすめることなどにより、3年間の累計で1.3兆円のコスト削減に取り組んでいく。これに加え、平成26年9月に設置した「生産性倍増委員会」では、生産性向上やコスト削減の余地について徹底的に検証を行い、検証結果に基づき生産性向上・コスト削減策を立案し、順次実現していく。

こうした合理化をはじめとするさまざまな取り組みにより、社債市場への復帰を可能とする財務指標の改善や格付けの確保に努める。

また、人事改革として、1,000人規模の希望退職の実施により人員削減計画の早期達成をはかる一方、社員が希望と意欲を持って活躍できる人事制度を導入することにより、将来の経営を担う若手を含めた有能な人材の流出を防止し、今後の持続的な責任の貫徹と企業価値の向上をめざしていく。

持続的な再生に向けた収益基盤作り

電力システム改革がすすめられるなか、福島への「責任」を長期にわたり果たすとともに、厳しい「競争」に勝ち抜いていくためには、当社はもちろん、グループ会社各社が事業分野別にそれぞれの特性に応じた最適な経営戦略を適用し、グループ全体の企業価値を最大化していくことが可能となる企業形態が求められる。このため、当社は、電力システム改革によりライセンス制が導入される平成28年4月を目途にホールディングカンパニー制を導入し、新たなビジネスモデルへの変革を果たす。

具体的には、事業持株会社となるコーポレートが、経営層によるグループ全体のマネジメントを行うとともに、賠償や福島復興、廃炉に責任を持って取り組み、当社グループとして事故の責任を全うする。また、事業会社となる3カンパニーが事業の特性に応じた以下の事業戦略を実現すると同時に、グループ会社各社が原価構造分析や要員効率化等により生産性を高めつつ、各カンパニーと緊密に連携して外部売上高を拡大することにより、福島復興に向けた原資の創出と企業価値の向上をはかっていく。

イ．フュエル＆パワー・カンパニー

燃料上流から発電までのサプライチェーン全体において包括的アライアンスを最大限活用し、従来の事業構造を抜本的に見直すことで、世界とダイナミックに渡り合えるエネルギー事業者への変革をはかる。これにより、電力・ガス価格を徹底的に低減し、安価な電力等を安定的に提供する。さらに、海外発電事業等を含む国内外の成長可能領域での事業に参画することで、収益基盤を強化する。

なお、平成26年10月7日、中部電力株式会社との間で、グローバルなエネルギー企業の創出をめざすことを目的とした包括的アライアンスに関する基本合意書を締結し、本年度中の最終契約書の締結に向けた詳細協議をすすめているところである。

ロ．パワーグリッド・カンパニー

電力供給の信頼度を確保したうえで、国際的にも遜色のない低廉な託送料金水準を念頭に徹底的なコスト削減に取り組むとともに、送配電ネットワーク運用の最効率化をはかっていく。また、発電・小売事業者の地域を越えた活発な競争や、多様化する電源を柔軟に受け入れることができる次世代送配電ネットワークの効率的構築・運用に向け、当社エリアを越えた運用の広域化をすすめるほか、平成32年度までに当社エリアすべてに2,700万台のスマートメーターを導入する。

ハ．カスタマーサービス・カンパニー

お客さまの立場に立って、お客さまにとって最も効率的なエネルギー利用を提案・提供する。また、将来的には、お客さまの設備を含めた、中長期的なインフラ利用コストを最小化する商品・サービスの提供をすすめていく。具体的には、アライアンスを活用し、全国での電力販売の開始やガス販売の拡大、エネルギーに関するトータルソリューションの提供に取り組むとともに、暮らし・ビジネスに役立つ新サービスやスマートメーターを活用した新しい料金メニューを展開する。

こうした活動を通じて、事業の発展を求める企業や豊かで安心な生活を求めるご家庭の希望の実現に貢献する「みらい型インフラ企業」をめざす。

(注) 本項においては、将来に関する事項が含まれているが、当該事項は提出日現在において判断したものである。

(3) 研究開発活動

当第3四半期連結累計期間の研究開発費の総額は、10,808百万円である。

なお、当第3四半期連結累計期間において、研究開発活動の状況に重要な変更はない。

(4) 生産及び販売の状況

当社グループは、火力発電等を行う「フュエル&パワー」、水力発電及び送電・変電・配電による電力の供給等を行う「パワーグリッド」、電気の販売等を行う「カスタマーサービス」及び原子力発電等を行う「コーポレート」の4つのセグメントがコスト意識を高めるとともに自発的に収益拡大に取り組みつつ、一体となって電気事業を運営している。加えて、電気事業が連結会社の事業の大半を占めており、また、電気事業以外の製品・サービスは多種多様であり、受注生産形態をとらない製品も少なくないため、生産及び販売の状況については、電気事業のみを記載している。

なお、電気事業については、販売電力量を四半期ごとに比較すると、冷暖房需要によって販売電力量が増加する第2四半期・第4四半期と比べて、第1四半期・第3四半期の販売電力量は相対的に低水準となる特徴がある。

需給実績

種別		平成26年度第3四半期累計	前年同四半期比(%)	
発受電電力量	連結会社	水力発電電力量(百万kWh)	9,252	101.3
		火力発電電力量(百万kWh)	155,422	94.9
		原子力発電電力量(百万kWh)	-	-
		新エネルギー等発電電力量(百万kWh)	37	97.6
	他社受電電力量(百万kWh)		39,672	103.6
			4,256	121.0
	融通電力量(百万kWh)		10,610	90.0
			5,709	99.0
揚水発電所の揚水用電力量(百万kWh)		1,046	59.6	
合計(百万kWh)		203,982	96.2	
総合損失電力量(百万kWh)		16,617	95.0	
販売電力量(百万kWh)		187,365	96.3	
出水率(%)		101.2	-	

- (注) 1. 連結会社の水力発電電力量には、東京発電㈱からの受電電力量755百万kWhが含まれている。
 2. 他社受電電力量及び融通電力量の上段は受電電力量、下段は送電電力量を示す。
 3. 揚水発電所の揚水用電力量とは、貯水池運営のための揚水用に使用する電力である。
 4. 販売電力量の中には、自社事業用電力量(平成26年度第3四半期303百万kWh)を含んでいる。
 5. 平成26年度第3四半期出水率は、昭和58年度第3四半期から平成24年度第3四半期までの第3四半期の30か年平均に対する比である。
 なお、平成25年度第3四半期出水率は、昭和57年度第3四半期から平成23年度第3四半期までの第3四半期の30か年平均に対する比であり、95.1%である。

販売実績
a 契約高

種別		平成26年12月31日現在	前年同四半期比(%)
契約口数	電灯	27,210,146	100.8
	電力	1,992,624	98.3
	計	29,202,770	100.6
契約電力(千kW)	電灯	99,138	101.2
	電力	13,450	98.1
	計	112,587	100.8

(注) 電力には、特定規模需要は含まれていない。

b 販売電力量

種別		平成26年度第3四半期累計 (百万kWh)	前年同四半期比 (%)	
特定規模需要 以外の 需要	電灯	定額電灯	175	110.6
		従量電灯A・B	41,899	94.2
		従量電灯C	8,316	94.5
		その他	11,494	101.6
	計	61,885	95.5	
	電力	低圧電力	5,977	93.2
		その他	1,130	92.8
		計	7,107	93.1
	電灯電力合計		68,992	95.3
	特定規模需要		118,373	96.9
電灯電力・特定規模合計		187,365	96.3	
他社販売		3,900	120.7	
融通		5,704	98.9	

c 料金収入

種別	平成26年度第3四半期累計 (百万円)	前年同四半期比 (%)
電灯	1,740,339	99.9
電力	2,617,748	102.7
電灯電力合計	4,358,088	101.6
他社販売	65,805	126.3
融通	106,610	110.2

(注) 1. 電力には、特定規模需要を含む。
2. 上記料金収入には消費税等は含まれていない。

d 産業別（大口電力）需要実績

種別		平成26年度第3四半期累計		
		販売電力量		
		(百万kWh)	前年同四半期比(%)	
鉦 工 業	鉦業	123	100.7	
	製 造 業	食料品	4,451	100.1
		繊維工業	244	96.5
		パルプ・紙・紙加工品	1,805	98.1
		化学工業	6,898	95.3
		石油製品・石炭製品	452	110.9
		ゴム製品	435	98.3
		窯業土石	1,633	93.4
		鉄鋼業	6,229	99.6
		非鉄金属	2,735	102.4
		機械器具	11,468	97.6
	その他	6,997	97.2	
	計	43,347	98.0	
	計	43,470	98.0	
そ の 他	鉄道業	4,328	98.3	
	その他	9,130	97.5	
	計	13,458	97.7	
合計		56,928	97.9	

(5) 設備の状況

前連結会計年度末において計画中であった主要な設備の新設、除却等について、当第3四半期連結累計期間に重要な変更があったものは、次のとおりである。

(変電設備)

件名	電圧(kV)	出力(千kVA)	着工	運転開始
新佐原変電所 変圧器増設	500	1,500	計画中止	

なお、当第3四半期連結累計期間に新たに確定した主要な設備の新設、除却等の計画はない。

また、前連結会計年度末における設備の新設等の計画の当第3四半期連結累計期間の完了分は、次のとおりである。

(水力発電設備)

地点名	出力(千kW)	着工	運転開始
葛野川	400	平成9 / 8	平成26 / 6

(注) 葛野川の全発電設備完成時の出力は、1,600千kWである。

(火力発電設備)

地点名	出力(千kW)	着工	運転開始
千葉3号系列	1,500	平成24 / 1	平成26 / 4、26 / 6、26 / 7
鹿島7号系列	1,260	平成24 / 3	平成26 / 5、26 / 6、26 / 6

(注) 鹿島7号系列の出力については、1,248千kWから1,260千kWに変更した。

(送電設備)

件名	電圧(kV)	巨長(km)	着工	運転開始
西上武幹線新設	500	110.4	平成18 / 1	平成26 / 6

第3【提出会社の状況】

1【株式等の状況】

(1)【株式の総数等】

【株式の総数】

種類	発行可能株式総数(株)
普通株式	35,000,000,000
A種優先株式	5,000,000,000
B種優先株式	500,000,000
計	14,100,000,000(注)

(注) 当社の各種類株式の発行可能種類株式総数の合計は40,500,000,000株であるが、上記の「計」の欄では、当社定款に定める発行可能株式総数14,100,000,000株を記載している。なお、当社が、実際に発行できる株式の総数は、発行可能株式総数の範囲内である。また、発行可能種類株式総数の合計と発行可能株式総数の一致については、会社法上要求されていない。

【発行済株式】

種類	第3四半期会計期間末現在発行数(株) (平成26年12月31日)	提出日現在発行数(株) (平成27年2月3日)	上場金融商品取引所名又は登録認可金融商品取引業協会名	内容
普通株式	1,607,017,531	同左	東京証券取引所 (市場第一部)	単元株式数は100株
A種優先株式 (当該優先株式は行使価額修正条項付新株予約権付社債券等である。)	1,600,000,000	同左	非上場	単元株式数は100株 (注1、2、3)
B種優先株式 (当該優先株式は行使価額修正条項付新株予約権付社債券等である。)	340,000,000	同左	非上場	単元株式数は10株 (注1、2、3)
計	3,547,017,531	同左	-	-

(注1) 行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の特質は以下のとおり。

- (1) A種優先株式及びB種優先株式(以下「本優先株式」という。)には、普通株式を対価とする取得請求権が付与されている。本優先株式の取得請求権の対価として交付される普通株式の数は、一定の期間における普通株式の株価を基準として修正されるため、普通株式の株価の下落により、当該取得請求権の対価として交付される普通株式の数は増加する場合がある。
- (2) 本優先株式の取得と引換えに交付する普通株式の数は、取得請求に係る本優先株式の数に本優先株式1株当たりの払込金額相当額(但し、本優先株式につき、株式の分割、株式無償割当て、株式の併合又はこれらに類する事由があった場合には、適切に調整される。)を乗じて得られる額を、下記で定める取得価額で除して得られる数とする。なお、取得請求に係る本優先株式の取得と引換えに交付する普通株式の合計数に1株に満たない端数があるときは、これを切り捨てるものとし、会社法第167条第3項に従い金銭を交付する。
取得価額は、当初200円とし、本優先株式の払込金額の払込が行われた日の翌日以降、取得請求日における時価の90%に修正される(円位未満小数第2位まで算出し、その小数第2位を四捨五入する。)(以下本(注1)においてかかる修正後の取得価額を「修正後取得価額」という。)

取得請求日における時価は、取得請求日の直前の5連続取引日（以下本（注1）において「取得価額算定期間」という。）の株式会社東京証券取引所における普通株式の普通取引の毎日の終値（気配表示を含む。）の平均値（終値のない日数を除く。また、平均値の計算は、円位未満小数第2位まで算出し、その小数第2位を四捨五入する。）とする。但し、本優先株式を有する株主（以下「本優先株主」という。）及び当社が請求対象である普通株式の売出しのために金融商品取引業者又は登録金融機関との間で金融商品取引法に規定する元引受契約を締結した場合（本優先株主及び当社が当該普通株式の外国における売出しのために外国証券業者との間で金融商品取引法に規定する元引受契約に類する契約を締結した場合を含む。）、当該元引受契約を締結した旨を当社が公表した日の翌日から当該売出しの受渡日の前日までの間に本優先株主が普通株式を対価とする取得請求をしたときは、取得価額算定期間は、当社が当該売出しを決定した旨を公表した日に先立つ120取引日目に始まる連続する20取引日とする。

上記の詳細は、後記（注3）（1）及び（注3）（2）を参照。

(3) 本優先株式の修正後取得価額は300円を上限とし、下限を30円とする。

上記の詳細は、後記（注3）（1）及び（注3）（2）を参照。

(4) 当社の決定による本優先株式の全部の取得を可能とする旨の条件はない。

(注2) 行使価額修正条項付新株予約権付社債券等に関する事項は以下のとおり。

(1) 行使価額修正条項付新株予約権付社債券等に表示された権利の行使に関する事項についての所有者との間の取決めの内容

(i) 原子力損害賠償・廃炉等支援機構（以下「機構」という。）が保有する議決権割合（潜在株式に係る議決権を含まないベースで算定される。以下本において同じ。）を3分の2以上に増加させる場合、又は()下記により2分の1未満に減少させた議決権割合を2分の1以上に増加させる場合には、機構は、当社と協議のうえ、当社と共同で機構法第46条第1項に定める認定特別事業計画の変更手続をとる（この場合、当社は、機構の判断に従い、認定特別事業計画の変更に係る認定の申請を機構と共同で行う。）ものとし、当該変更について主務大臣の認定が得られた後に議決権割合を増加させるための取得請求権を行使すること（但し、機構が普通株式の市場売却等によってその保有する本優先株式を換価することを目的として、本優先株式について普通株式を対価とする取得請求権を行使する場合にはこの限りではない。）

(i) 当社の集中的な経営改革に一定の目的が果たされたと機構が判断する場合、又は()当社が公募債市場において自律的に資金調達を実施していると機構が判断する場合には、機構は、B種優先株式を対価とするA種優先株式の取得請求権の行使等の措置を講じることによって、機構が保有する当社の議決権割合（潜在株式に係る議決権を含まないベースで算定される。）を2分の1未満に低減させること

(2) 当社の株券の売買に関する事項についての所有者との間の取決めの内容

本優先株式のいずれも、該当事項はない。

(3) その他投資者の保護を図るため必要な事項

単元株式数

A種優先株式の単元株式数は100株であり、B種優先株式の単元株式数は10株である。

種類株主総会の決議

当社は、会社法第322条第1項の規定による種類株主総会の決議を要しない旨を定款で定めていない。

議決権の有無及びその内容

当社は、本優先株式とは異なる種類の株式である普通株式を発行している。普通株式及びA種優先株式は株主総会において議決権を有する株式だが、B種優先株式は、法令に別段の定めのある場合を除き、株主総会において議決権を有しない。議決権のあるA種優先株式（B種優先株式及び普通株式を対価とする取得請求権が付されている。）と議決権のないB種優先株式（A種優先株式及び普通株式を対価とする取得請求権が付されている。）の2種類を発行する理由は、機構が、議決権付種類株式であるA種優先株式により、総議決権の2分の1超を取得するとともに、追加的に議決権を取得できる転換権付無議決権種類株式であるB種優先株式を引き受けることで、潜在的には総議決権の3分の2超の議決権を確保するためである。

(注3) 株式の内容

(1) A種優先株式の内容

剰余金の配当

イ. A種優先期末配当金

当社は、期末配当金を支払うときは、当該期末配当金に係る基準日の最終の株主名簿に記載又は記録されたA種優先株式を有する株主（以下「A種優先株主」という。）又はA種優先株式の登録株式質権者（以下「A種優先登録株式質権者」という。）に対し、普通株式を有する株主（以下「普通株主」という。）又は普通株式の登録株式質権者（以下「普通登録株式質権者」という。）に先立ち、A種優先株式1株につき、A種優先株式1株当たりの払込金額相当額（200円。但し、A種優先株式につき、株式の分割、株式無償割当て、株式の併合又はこれらに類する事由があった場合には、適切に調整される。）に、下記ロ.に定める配当年率（以下「A種優先配当年率」という。）を乗じて算出した額の金銭（円位未満小数第3位まで算出し、その小数第3位を四捨五入する。）（以下「A種優先配当基準金額」という。）を、剰余金の期末配当として支払う。但し、当該基準日の属する事業年度においてA種優先株主又はA種優先登録株式質権者に対して下記ハ.に定めるA種優先中間配当金を支払ったときは、その額を控除した額を配当する。

ロ. A種優先配当年率

$A種優先配当年率 = 日本円TIBOR(12ヶ月物) + 0.25\%$

なお、A種優先配当年率は、%未満小数第4位まで算出し、その小数第4位を四捨五入する。上記の算式において「日本円TIBOR(12ヶ月物)」とは、各事業年度の初日（但し、当該日が銀行休業日の場合はその直前の銀行営業日）（以下「A種優先配当年率決定日」という。）の午前11時における日本円12ヶ月物トーキョー・インター・バンク・オファード・レート（日本円TIBOR）として全国銀行協会によって公表される数値又はこれに準ずるものと認められるものを指す。当該日時に日本円TIBOR(12ヶ月物)が公表されていない場合は、A種優先配当年率決定日（当該日がロンドンにおける銀行休業日の場合にはその直前のロンドンにおける銀行営業日）において、ロンドン時間午前11時にReuters3750ページに表示されるロンドン・インター・バンク・オファード・レート（ユーロ円LIBOR12ヶ月物（360日ベース））として、英国銀行協会（BBA）によって公表される数値又はこれに準ずるものと認められる数値を、日本円TIBOR(12ヶ月物)に代えて用いる。

ハ. A種優先中間配当金

当社は、中間配当金を支払うときは、当該中間配当金に係る基準日の最終の株主名簿に記載又は記録されたA種優先株主又はA種優先登録株式質権者に対し、普通株主又は普通登録株式質権者に先立ち、A種優先株式1株につき、A種優先配当基準金額の2分の1を限度として、取締役会の決議で定める額の金銭（以下「A種優先中間配当金」という。）を、剰余金の中間配当金として支払う。

ニ. 非累積条項

ある事業年度においてA種優先株主又はA種優先登録株式質権者に対して支払うA種優先株式1株当たりの剰余金の配当の額がA種優先配当基準金額に達しないときは、そのA種優先株式1株当たりの不足額は翌事業年度以降に累積しない。

ホ. 非参加条項

A種優先株主又はA種優先登録株式質権者に対しては、A種優先配当基準金額を超えて剰余金の配当は行わない。但し、当社が行う吸収分割手続の中で行われる会社法第758条第8号口若しくは同法第760条第7号口に規定される剰余金の配当又は当社が行う新設分割手続の中で行われる同法第763条第12号口若しくは同法第765条第1項第8号口に規定される剰余金の配当についてはこの限りではない。

ヘ. 優先順位

A種優先株式及びB種優先株式の剰余金の配当の支払順位は、同順位とする。

残余財産の分配

イ. A種優先残余財産分配金

当社は、残余財産の分配を行うときは、A種優先株主又はA種優先登録株式質権者に対し、普通株主又は普通登録株式質権者に先立ち、A種優先株式1株につき、A種優先株式1株当たりの払込金額相当額（但し、A種優先株式につき、株式の分割、株式無償割当て、株式の併合又はこれらに類する事由があった場合には、適切に調整される。）に、下記ハ.に定める経過A種優先配当金相当額を加えた額の金銭を支払う。

ロ．非参加条項

A種優先株主又はA種優先登録株式質権者に対しては、上記イ．のほか残余財産の分配を行わない。

ハ．経過A種優先配当金相当額

経過A種優先配当金相当額は、残余財産の分配が行われる日（以下「分配日」という。）において、分配日の属する事業年度の初日（同日を含む。）から分配日（同日を含む。）までの日数に、A種優先配当基準金額を乗じて算出した額を365で除して得られる額（円位未満小数第3位まで算出し、その小数第3位を切り上げる。）をいう。但し、分配日の属する事業年度においてA種優先株主又はA種優先登録株式質権者に対してA種優先中間配当金を支払ったときは、その額を控除した額とする。

二．優先順位

A種優先株式及びB種優先株式の残余財産の分配の支払順位は、同順位とする。

議決権

A種優先株主は、株主総会において議決権を有する。A種優先株式の1単元の株式数は100株とする。

普通株式を対価とする取得請求権

イ．普通株式対価取得請求権

A種優先株主は、A種優先株式の払込金額の払込が行われた日以降いつでも、法令に従い、当社に対して、下記ロ．に定める数の普通株式（以下本(1)において「請求対象普通株式」という。）の交付と引換えに、その有するA種優先株式の全部又は一部を取得することを請求することができるものとし（以下本(1)において「普通株式対価取得請求」という。）、当社は、当該普通株式対価取得請求に係るA種優先株式を取得すると引換えに、法令の許容する範囲内において、請求対象普通株式を、当該A種優先株主に対して交付する。

但し、本項に基づくA種優先株主による普通株式対価取得請求がなされた日（以下本(1)において「普通株式対価取得請求日」という。）において、剰余授權株式数（以下に定義される。以下本(1)において同じ。）が請求対象普通株式総数（以下に定義される。以下本(1)において同じ。）を下回る場合には、(i)各A種優先株主による普通株式対価取得請求に係るA種優先株式の数に、()剰余授權株式数を請求対象普通株式総数で除して得られる数を乗じた数（小数第1位まで算出し、その小数第1位を切り捨てる。また、0を下回る場合は0とする。）のA種優先株式のみ、普通株式対価取得請求の効力が生じるものとし、普通株式対価取得請求の効力が生じるA種優先株式以外の普通株式対価取得請求に係るA種優先株式については、普通株式対価取得請求がなされなかったものとみなす。なお、当該一部取得を行うにあたり、取得するA種優先株式は、抽選、普通株式対価取得請求がなされたA種優先株式の数に応じた比例按分その他当社の取締役会が定める合理的な方法によって決定される。

「剰余授權株式数」とは、(I)当該普通株式対価取得請求日における当社の発行可能株式総数より、() (i)当該普通株式対価取得請求日における発行済株式（自己株式（普通株式に限る。）を除く。）の数及び()当該普通株式対価取得請求日における新株予約権（会社法第236条第1項第4号の期間の初日が到来していないものを除く。）の新株予約権者が会社法第282条の規定により取得することとなる株式の数の総数を控除した数をいう。

「請求対象普通株式総数」とは、A種優先株主が当該普通株式対価取得請求日に普通株式対価取得請求をしたA種優先株式の数に、A種優先株式1株当たりの払込金額相当額（但し、A種優先株式につき、株式の分割、株式無償割当て、株式の併合又はこれらに類する事由があった場合には、適切に調整される。）を乗じて得られる額を、当該普通株式対価取得請求日における下記ハ．乃至ホ．で定める取得価額で除して得られる数（小数第1位まで算出し、その小数第1位を切り上げる。）をいう。

ロ．A種優先株式の取得と引換えに交付する普通株式の数

A種優先株式の取得と引換えに交付する普通株式の数は、普通株式対価取得請求に係るA種優先株式の数にA種優先株式1株当たりの払込金額相当額（但し、A種優先株式につき、株式の分割、株式無償割当て、株式の併合又はこれらに類する事由があった場合には、適切に調整される。）を乗じて得られる額を、下記ハ．乃至ホ．で定める取得価額で除して得られる数とする。なお、普通株式対価取得請求に係るA種優先株式の取得と引換えに交付する普通株式の合計数に1株に満たない端数があるときは、これを切り捨てるものとし、会社法第167条第3項に従い金銭を交付する。

ハ．当初取得価額

当初取得価額は、200円とする。

二．取得価額の修正

取得価額は、A種優先株式の払込金額の払込が行われた日の翌日以降、普通株式対価取得請求日における時価（以下に定義される。）の90%に修正される（円位未満小数第2位まで算出し、その小数第2位を四捨五入する。）（以下本(1)においてかかる修正後の取得価額を「修正後取得価額」という。）但し、修正後取得価額が300円（以下本(1)において「上限取得価額」という。）を上回る場合には、修正後取得価額は上限取得価額とし、修正後取得価額が30円（以下本(1)において「下限取得価額」という。）を下回る場合には、修正後取得価額は下限取得価額とする。なお、上限取得価額及び下限取得価額は、下記ホ．の調整を受ける。

「普通株式対価取得請求日における時価」は、各普通株式対価取得請求日の直前の5連続取引日（以下本(1)において「取得価額算定期間」という。）の株式会社東京証券取引所における当社の普通株式の普通取引の毎日の終値（気配表示を含む。）の平均値（終値のない日数を除く。また、平均値の計算は、円位未満小数第2位まで算出し、その小数第2位を四捨五入する。）とする。但し、A種優先株主及び当社が請求対象普通株式の売出しのために金融商品取引業者又は登録金融機関との間で金融商品取引法に規定する元引受契約を締結した場合（A種優先株主及び当社が請求対象普通株式の外国における売出しのために外国証券業者との間で金融商品取引法に規定する元引受契約に類する契約を締結した場合を含む。）、当該元引受契約を締結した旨を当社が公表した日の翌日から当該売出しの受渡日の前日までの間にA種優先株主が普通株式対価取得請求をしたときは、取得価額算定期間は、当社が当該売出しを決定した旨を公表した日に先立つ120取引日目に始まる連続する20取引日とする。なお、取得価額算定期間中に下記ホ．に定める事由が生じた場合、上記の終値（気配表示を含む。）の平均値は下記ホ．に準じて当社が適当と判断する値に調整される。

ホ．取得価額並びに上限取得価額及び下限取得価額の調整

(a) 以下に掲げる事由が発生した場合には、それぞれ以下のとおり取得価額（なお、取得価額が本ホ．により調整されるのは、取得価額算定期間の最終日における当社の普通株式の普通取引の終値（気配表示を含む。）が確定してから普通株式対価取得請求がなされるまでの間に、以下に掲げる事由が発生した場合に限る。）並びに上限取得価額及び下限取得価額を調整する。

）普通株式につき株式の分割又は株式無償割当てをする場合、次の算式により取得価額を調整する。なお、株式無償割当ての場合には、次の算式における「分割前発行済普通株式数」は「無償割当て前発行済普通株式数（但し、その時点で当社が保有する普通株式を除く。）」、「分割後発行済普通株式数」は「無償割当て後発行済普通株式数（但し、その時点で当社が保有する普通株式を除く。）」とそれぞれ読み替える。

$$\text{調整後取得価額} = \text{調整前取得価額} \times \frac{\text{分割前発行済普通株式数}}{\text{分割後発行済普通株式数}}$$

調整後取得価額は、株式の分割に係る基準日又は株式無償割当ての効力が生ずる日（株式無償割当てに係る基準日を定めた場合は当該基準日）の翌日以降これを適用する。

）普通株式につき株式の併合をする場合、株式の併合の効力が生ずる日をもって次の算式により、取得価額を調整する。

$$\text{調整後取得価額} = \text{調整前取得価額} \times \frac{\text{併合前発行済普通株式数}}{\text{併合後発行済普通株式数}}$$

- ）下記(d)に定める普通株式1株当たりの時価を下回る払込金額をもって普通株式を発行又は当社が保有する普通株式を処分する場合（株式無償割当ての場合、普通株式の交付と引換えに取得される株式若しくは新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。以下本ホ．において同じ。）の取得による場合、普通株式を目的とする新株予約権の行使による場合又は合併、株式交換若しくは会社分割により普通株式を交付する場合を除く。）、次の算式（以下本(1)において「取得価額調整式」という。）により取得価額を調整する。調整後取得価額は、払込期日（払込期間を定めた場合には当該払込期間の最終日）の翌日以降、また株主への割当てに係る基準日を定めた場合は当該基準日（以下本(1)において「株主割当日」という。）の翌日以降これを適用する。なお、当社が保有する普通株式を処分する場合には、次の算式における「新たに発行する普通株式の数」は「処分する当社が保有する普通株式の数」、「当社が保有する普通株式の数」は「処分前において当社が保有する普通株式の数」とそれぞれ読み替える。

$$\text{調整後取得価額} = \text{調整前取得価額} \times \frac{\left(\begin{array}{l} \text{発行済普通株式数} \\ - \text{当社が保有する普} \\ \text{通株式の数} \end{array} \right) + \frac{\text{新たに発行する} \quad 1 \text{株当たり} \quad \times \quad \text{払込金額}}{\text{普通株式1株当たりの時価}}}{\left(\begin{array}{l} \text{発行済普通株式数} \\ - \text{当社が保有する普通株式の数} \end{array} \right) + \text{新たに発行する普通株式の数}}$$

- ）当社に取得をさせることにより又は当社に取得されることにより、下記(d)に定める普通株式1株当たりの時価を下回る普通株式1株当たりの取得価額をもって普通株式の交付を受けることができる株式を発行又は処分する場合（株式無償割当ての場合を含む。）、かかる株式の払込期日（払込期間を定めた場合には当該払込期間の最終日。以下本 ）において同じ。）に、株式無償割当ての場合にはその効力が生ずる日（株式無償割当てに係る基準日を定めた場合は当該基準日。以下本 ）において同じ。）に、また株主割当日がある場合はその日に、発行又は処分される株式の全てが当初の条件で取得され普通株式が交付されたものとみなし、取得価額調整式において「1株当たり払込金額」としてかかる価額を使用して計算される額を、調整後取得価額とする。調整後取得価額は、払込期日の翌日以降、株式無償割当ての場合にはその効力が生ずる日の翌日以降、また株主割当日がある場合にはその日の翌日以降、これを適用する。
- ）行使することにより又は当社に取得されることにより、普通株式1株当たりの新株予約権の払込金額と新株予約権の行使に際して出資される財産の合計額が下記(d)に定める普通株式1株当たりの時価を下回る価額をもって普通株式の交付を受けることができる新株予約権を発行する場合（新株予約権無償割当ての場合を含む。）、かかる新株予約権の割当日に、新株予約権無償割当ての場合にはその効力が生ずる日（新株予約権無償割当てに係る基準日を定めた場合は当該基準日。以下本 ）において同じ。）に、また株主割当日がある場合はその日に、発行される新株予約権全てが当初の条件で行使され又は取得されて普通株式が交付されたものとみなし、取得価額調整式において「1株当たり払込金額」として普通株式1株当たりの新株予約権の払込金額と新株予約権の行使に際して出資される財産の普通株式1株当たりの価額の合計額を使用して計算される額を、調整後取得価額とする。調整後取得価額は、かかる新株予約権の割当日の翌日以降、新株予約権無償割当ての場合にはその効力が生ずる日の翌日以降、また株主割当日がある場合にはその翌日以降、これを適用する。
- (b) 上記(a)に掲げた事由によるほか、下記)乃至)のいずれかに該当する場合には、当社はA種優先株主及びA種優先登録株式質権者に対して、あらかじめ書面によりその旨並びにその事由、調整後取得価額、適用の日及びその他必要な事項を通知したうえ、取得価額の調整を適切に行う。
- ）合併、株式交換、株式交換による他の株式会社の発行済株式の全部の取得、株式移転、吸収分割、吸収分割による他の会社がその事業に関して有する権利義務の全部若しくは一部の承継又は新設分割のために取得価額の調整を必要とするとき。
- ）取得価額を調整すべき事由が2つ以上相接して発生し、一方の事由に基づく調整後の取得価額の算出に当たり使用すべき時価につき、他方の事由による影響を考慮する必要があるとき。
- ）その他、発行済普通株式数（但し、当社が保有する普通株式の数を除く。）の変更又は変更の可能性を生ずる事由の発生によって取得価額の調整を必要とするとき。
- (c) 取得価額の調整に際して計算が必要な場合は、円位未満小数第2位まで算出し、その小数第2位を四捨五入する。

- (d) 取得価額調整式に使用する普通株式1株当たりの時価は、調整後取得価額を適用する日に先立つ45取引日目に始まる連続する30取引日の株式会社東京証券取引所における当社の普通株式の普通取引の毎日の終値（気配表示を含む。）の平均値（終値のない日数を除く。また、平均値の計算は、円位未満小数第2位まで算出し、その小数第2位を四捨五入する。）とする。
- (e) 取得価額の調整に際し計算を行った結果、調整後取得価額と調整前取得価額との差額が1円未満にとどまるときは、取得価額の調整はこれを行わない。

へ．合理的な措置

上記ハ．乃至ホ．に定める取得価額は、希釈化防止及び異なる種類の株式の株主間の実質的公平の見地から解釈されるものとし、その算定が困難となる場合又は算定の結果が不合理となる場合には、当社の取締役会は、取得価額の適切な調整その他の合理的に必要な措置をとる。

B種優先株式を対価とする取得請求権

イ．B種優先株式対価取得請求権

A種優先株主は、A種優先株式の払込金額の払込が行われた日以降いつでも、法令に従い、当社に対して、下記ロ．に定める数のB種優先株式（以下「請求対象B種優先株式」という。）の交付と引換えに、その有するA種優先株式の全部又は一部を取得することを請求することができるものとし（以下「B種優先株式対価取得請求」という。）、当社は、当該B種優先株式対価取得請求に係るA種優先株式を取得するのと引換えに、法令の許容する範囲内において、請求対象B種優先株式を、当該A種優先株主に対して交付する。

ロ．A種優先株式の取得と引換えに交付するB種優先株式の数

A種優先株式の取得と引換えに交付するB種優先株式の数は、B種優先株式対価取得請求に係るA種優先株式の数に0.1を乗じて得られる数とする。なお、B種優先株式対価取得請求に係るA種優先株式の取得と引換えに交付するB種優先株式の合計数に1株に満たない端数があるときは、これを切り捨てるものとし、会社法第167条第3項に従い金銭を交付する。

株式の併合又は分割、募集株式の割当て等

- ）当社は、株式の分割又は併合を行うときは、普通株式、A種優先株式及びB種優先株式の種類ごとに同時に同一割合でこれを行う。
- ）当社は、株主に募集株式又は募集新株予約権の割当てを受ける権利を与えるときは、それぞれの場合に応じて、普通株主には普通株式又は普通株式を目的とする新株予約権の割当てを受ける権利を、A種優先株主にはA種優先株式又はA種優先株式を目的とする新株予約権の割当てを受ける権利を、B種優先株式を有する株主（以下「B種優先株主」という。）にはB種優先株式又はB種優先株式を目的とする新株予約権の割当てを受ける権利を、それぞれ同時に同一割合で与える。
- ）当社は、株主に株式無償割当て又は新株予約権の無償割当てを行うときは、それぞれの場合に応じて、普通株主には普通株式又は普通株式を目的とする新株予約権の無償割当てを、A種優先株主にはA種優先株式又はA種優先株式を目的とする新株予約権の無償割当てを、B種優先株主にはB種優先株式又はB種優先株式を目的とする新株予約権の無償割当てを、それぞれ同時に同一割合で行う。

(2) B種優先株式の内容

剰余金の配当

イ．B種優先期末配当金

当社は、期末配当金を支払うときは、当該期末配当金に係る基準日の最終の株主名簿に記載又は記録されたB種優先株主又はB種優先株式の登録株式質権者（以下「B種優先登録株式質権者」という。）に対し、普通株主又は普通登録株式質権者に先立ち、B種優先株式1株につき、B種優先株式1株当たりの払込金額相当額（2,000円。但し、B種優先株式につき、株式の分割、株式無償割当て、株式の併合又はこれらに類する事由があった場合には、適切に調整される。）に、下記ロ．に定める配当率（以下「B種優先配当率」という。）を乗じて算出した額の金銭（円位未満小数第3位まで算出し、その小数第3位を四捨五入する。）（以下「B種優先配当基準金額」という。）を、剰余金の期末配当として支払う。但し、当該基準日の属する事業年度においてB種優先株主又はB種優先登録株式質権者に対して下記ハ．に定めるB種優先中間配当金を支払ったときは、その額を控除した額を配当する。

ロ．B種優先配当率

B種優先配当率 = 日本円TIBOR（12ヶ月物） + 0.5%

なお、B種優先配当率は、%未満小数第4位まで算出し、その小数第4位を四捨五入する。上記の算式において「日本円TIBOR（12ヶ月物）」とは、各事業年度の初日（但し、当該日が銀行休業日の場合はその直前の銀行営業日）（以下「B種優先配当率決定日」という。）の午前11時における日本円12ヶ月物トーキー・インター・バンク・オフワード・レート（日本円TIBOR）として全国銀行協会によって公表される数値又はこれに準ずるものと認められるものを指す。当該日時に日本円TIBOR（12ヶ月物）が公表されていない場合は、B種優先配当率決定日（当該日がロンドンにおける銀行休業日の場合にはその直前のロンドンにおける銀行営業日）において、ロンドン時間午前11時にReuters3750ページに表示されるロンドン・インター・バンク・オフワード・レート（ユーロ円LIBOR12ヶ月物（360日ベース））として、英国銀行協会（BBA）によって公表される数値又はこれに準ずるものと認められる数値を、日本円TIBOR（12ヶ月物）に代えて用いる。

ハ．B種優先中間配当金

当社は、中間配当金を支払うときは、当該中間配当金に係る基準日の最終の株主名簿に記載又は記録されたB種優先株主又はB種優先登録株式質権者に対し、普通株主又は普通登録株式質権者に先立ち、B種優先株式1株につき、B種優先配当基準金額の2分の1を限度として、取締役会の決議で定める額の金銭（以下「B種優先中間配当金」という。）を、剰余金の中間配当金として支払う。

ニ．非累積条項

ある事業年度においてB種優先株主又はB種優先登録株式質権者に対して支払うB種優先株式1株当たりの剰余金の配当の額がB種優先配当基準金額に達しないときは、そのB種優先株式1株当たりの不足額は翌事業年度以降に累積しない。

ホ．非参加条項

B種優先株主又はB種優先登録株式質権者に対しては、B種優先配当基準金額を超えて剰余金の配当は行わない。但し、当社が行う吸収分割手続の中で行われる会社法第758条第8号口若しくは同法第760条第7号口に規定される剰余金の配当又は当社が行う新設分割手続の中で行われる同法第763条第12号口若しくは同法第765条第1項第8号口に規定される剰余金の配当についてはこの限りではない。

ヘ．優先順位

A種優先株式及びB種優先株式の剰余金の配当の支払順位は、同順位とする。

残余財産の分配

イ．B種優先残余財産分配金

当社は、残余財産の分配を行うときは、B種優先株主又はB種優先登録株式質権者に対し、普通株主又は普通登録株式質権者に先立ち、B種優先株式1株につき、B種優先株式1株当たりの払込金額相当額（但し、B種優先株式につき、株式の分割、株式無償割当て、株式の併合又はこれらに類する事由があった場合には、適切に調整される。）に、下記ハ．に定める経過B種優先配当金相当額を加えた額の金銭を支払う。

ロ．非参加条項

B種優先株主又はB種優先登録株式質権者に対しては、上記イ．のほか残余財産の分配を行わない。

八．経過 B 種優先配当金相当額

経過 B 種優先配当金相当額は、分配日において、分配日の属する事業年度の初日（同日を含む。）から分配日（同日を含む。）までの日数に、B 種優先配当基準金額を乗じて算出した額を 365 で除して得られる額（円位未満小数第 3 位まで算出し、その小数第 3 位を切り上げる。）をいう。但し、分配日の属する事業年度において B 種優先株主又は B 種優先登録株式質権者に対して B 種優先中間配当金を支払ったときは、その額を控除した額とする。

二．優先順位

A 種優先株式及び B 種優先株式の残余財産の分配の支払順位は、同順位とする。

議決権

B 種優先株主は、法令に別段の定めのある場合を除き、株主総会において議決権を有しない。B 種優先株式の 1 単元の株式数は 10 株とする。

普通株式を対価とする取得請求権

イ．普通株式対価取得請求権

B 種優先株主は、B 種優先株式の払込金額の払込が行われた日以降いつでも、法令に従い、当社に対して、下記ロ．に定める数の普通株式（以下本(2)において「請求対象普通株式」という。）の交付と引換えに、その有する B 種優先株式の全部又は一部を取得することを請求することができるものとし（以下本(2)において「普通株式対価取得請求」という。）、当社は、当該普通株式対価取得請求に係る B 種優先株式を取得すると引換えに、法令の許容する範囲内において、請求対象普通株式を、当該 B 種優先株主に対して交付する。

但し、本項に基づく B 種優先株主による普通株式対価取得請求がなされた日（以下本(2)において「普通株式対価取得請求日」という。）において、剰余授權株式数（以下に定義される。以下本(2)において同じ。）が請求対象普通株式総数（以下に定義される。以下本(2)において同じ。）を下回る場合には、(i) 各 B 種優先株主による普通株式対価取得請求に係る B 種優先株式の数に、() 剰余授權株式数を請求対象普通株式総数で除して得られる数を乗じた数（小数第 1 位まで算出し、その小数第 1 位を切り捨てる。また、0 を下回る場合は 0 とする。）の B 種優先株式のみ、普通株式対価取得請求の効力が生じるものとし、普通株式対価取得請求の効力が生じる B 種優先株式以外の普通株式対価取得請求に係る B 種優先株式については、普通株式対価取得請求がなされなかったものとみなす。なお、当該一部取得を行うにあたり、取得する B 種優先株式は、抽選、普通株式対価取得請求がなされた B 種優先株式の数に応じた比例按分その他当社の取締役会が定める合理的な方法によって決定される。

「剰余授權株式数」とは、(I) 当該普通株式対価取得請求日における当社の発行可能株式総数より、() (i) 当該普通株式対価取得請求日における発行済株式（自己株式（普通株式に限る。）を除く。）の数及び() 当該普通株式対価取得請求日における新株予約権（会社法第 236 条第 1 項第 4 号の期間の初日が到来していないものを除く。）の新株予約権者が会社法第 282 条の規定により取得することとなる株式の数の総数を控除した数をいう。

「請求対象普通株式総数」とは、B 種優先株主が当該普通株式対価取得請求日に普通株式対価取得請求をした B 種優先株式の数に、B 種優先株式 1 株当たりの払込金額相当額（但し、B 種優先株式につき、株式の分割、株式無償割当て、株式の併合又はこれらに類する事由があった場合には、適切に調整される。）を乗じて得られる額を、当該普通株式対価取得請求日における下記八．乃至ホ．で定める取得価額で除して得られる数（小数第 1 位まで算出し、その小数第 1 位を切り上げる。）をいう。

ロ．B 種優先株式の取得と引換えに交付する普通株式の数

B 種優先株式の取得と引換えに交付する普通株式の数は、普通株式対価取得請求に係る B 種優先株式の数に B 種優先株式 1 株当たりの払込金額相当額（但し、B 種優先株式につき、株式の分割、株式無償割当て、株式の併合又はこれらに類する事由があった場合には、適切に調整される。）を乗じて得られる額を、下記八．乃至ホ．で定める取得価額で除して得られる数とする。なお、普通株式対価取得請求に係る B 種優先株式の取得と引換えに交付する普通株式の合計数に 1 株に満たない端数があるときは、これを切り捨てるものとし、会社法第 167 条第 3 項に従い金銭を交付する。

八．当初取得価額

当初取得価額は、200 円とする。

二．取得価額の修正

取得価額は、B種優先株式の払込金額の払込が行われた日の翌日以降、普通株式対価取得請求日における時価（以下に定義される。）の90％に修正される（円位未満小数第2位まで算出し、その小数第2位を四捨五入する。）（以下本(2)においてかかる修正後の取得価額を「修正後取得価額」という。）但し、修正後取得価額が300円（以下本(2)において「上限取得価額」という。）を上回る場合には、修正後取得価額は上限取得価額とし、修正後取得価額が30円（以下本(2)において「下限取得価額」という。）を下回る場合には、修正後取得価額は下限取得価額とする。なお、上限取得価額及び下限取得価額は、下記ホ．の調整を受ける。

「普通株式対価取得請求日における時価」は、各普通株式対価取得請求日の直前の5連続取引日（以下本(2)において「取得価額算定期間」という。）の株式会社東京証券取引所における当社の普通株式の普通取引の毎日の終値（気配表示を含む。）の平均値（終値のない日数を除く。また、平均値の計算は、円位未満小数第2位まで算出し、その小数第2位を四捨五入する。）とする。但し、B種優先株主及び当社が請求対象普通株式の売出しのために金融商品取引業者又は登録金融機関との間で金融商品取引法に規定する元引受契約を締結した場合（B種優先株主及び当社が請求対象普通株式の外国における売出しのために外国証券業者との間で金融商品取引法に規定する元引受契約に類する契約を締結した場合を含む。）、当該元引受契約を締結した旨を当社が公表した日の翌日から当該売出しの受渡日の前日までの間にB種優先株主が普通株式対価取得請求をしたときは、取得価額算定期間は、当社が当該売出しを決定した旨を公表した日に先立つ120取引日目に始まる連続する20取引日とする。なお、取得価額算定期間中に下記ホ．に定める事由が生じた場合、上記の終値（気配表示を含む。）の平均値は下記ホ．に準じて当社が適当と判断する値に調整される。

ホ．取得価額並びに上限取得価額及び下限取得価額の調整

(a) 以下に掲げる事由が発生した場合には、それぞれ以下のとおり取得価額（なお、取得価額が本ホ．により調整されるのは、取得価額算定期間の最終日における当社の普通株式の普通取引の終値（気配表示を含む。）が確定してから普通株式対価取得請求がなされるまでの間に、以下に掲げる事由が発生した場合に限る。）並びに上限取得価額及び下限取得価額を調整する。

）普通株式につき株式の分割又は株式無償割当てをする場合、次の算式により取得価額を調整する。なお、株式無償割当ての場合には、次の算式における「分割前発行済普通株式数」は「無償割当て前発行済普通株式数（但し、その時点で当社が保有する普通株式を除く。）」、「分割後発行済普通株式数」は「無償割当て後発行済普通株式数（但し、その時点で当社が保有する普通株式を除く。）」とそれぞれ読み替える。

$$\text{調整後取得価額} = \text{調整前取得価額} \times \frac{\text{分割前発行済普通株式数}}{\text{分割後発行済普通株式数}}$$

調整後取得価額は、株式の分割に係る基準日又は株式無償割当ての効力が生ずる日（株式無償割当てに係る基準日を定めた場合は当該基準日）の翌日以降これを適用する。

）普通株式につき株式の併合をする場合、株式の併合の効力が生ずる日をもって次の算式により、取得価額を調整する。

$$\text{調整後取得価額} = \text{調整前取得価額} \times \frac{\text{併合前発行済普通株式数}}{\text{併合後発行済普通株式数}}$$

）下記(d)に定める普通株式1株当たりの時価を下回る払込金額をもって普通株式を発行又は当社が保有する普通株式を処分する場合（株式無償割当ての場合、普通株式の交付と引換えに取得される株式若しくは新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。以下本（1）において同じ。）の取得による場合、普通株式を目的とする新株予約権の行使による場合又は合併、株式交換若しくは会社分割により普通株式を交付する場合を除く。）、次の算式（以下本（2）において「取得価額調整式」という。）により取得価額を調整する。調整後取得価額は、払込期日（払込期間を定めた場合には当該払込期間の最終日）の翌日以降、また株主への割当てに係る基準日を定めた場合は当該基準日（以下本（2）において「株主割当日」という。）の翌日以降これを適用する。なお、当社が保有する普通株式を処分する場合には、次の算式における「新たに発行する普通株式の数」は「処分する当社が保有する普通株式の数」、「当社が保有する普通株式の数」は「処分前において当社が保有する普通株式の数」とそれぞれ読み替える。

$$\text{調整後取得価額} = \text{調整前取得価額} \times \frac{\left(\begin{array}{l} \text{（発行済普通株式数 - 当社が保有する普通株式の数）} \\ \text{+ 新たに発行する普通株式の数} \end{array} \right) \times \text{1株当たり払込金額}}{\begin{array}{l} \text{（発行済普通株式数 - 当社が保有する普通株式の数）} \\ \text{+ 新たに発行する普通株式の数} \end{array} \times \text{普通株式1株当たりの時価}}$$

- ）当社に取得をさせることにより又は当社に取得されることにより、下記(d)に定める普通株式1株当たりの時価を下回る普通株式1株当たりの取得価額をもって普通株式の交付を受けることができる株式を発行又は処分する場合（株式無償割当ての場合を含む。）、かかる株式の払込期日（払込期間を定めた場合には当該払込期間の最終日。以下本（1）において同じ。）に、株式無償割当ての場合にはその効力が生ずる日（株式無償割当てに係る基準日を定めた場合は当該基準日。以下本（1）において同じ。）に、また株主割当日がある場合はその日に、発行又は処分される株式の全てが当初の条件で取得され普通株式が交付されたものとみなし、取得価額調整式において「1株当たり払込金額」としてかかる価額を使用して計算される額を、調整後取得価額とする。調整後取得価額は、払込期日の翌日以降、株式無償割当ての場合にはその効力が生ずる日の翌日以降、また株主割当日がある場合にはその日の翌日以降、これを適用する。
- ）行使することにより又は当社に取得されることにより、普通株式1株当たりの新株予約権の払込金額と新株予約権の行使に際して出資される財産の合計額が下記(d)に定める普通株式1株当たりの時価を下回る価額をもって普通株式の交付を受けることができる新株予約権を発行する場合（新株予約権無償割当ての場合を含む。）、かかる新株予約権の割当日に、新株予約権無償割当ての場合にはその効力が生ずる日（新株予約権無償割当てに係る基準日を定めた場合は当該基準日。以下本（1）において同じ。）に、また株主割当日がある場合はその日に、発行される新株予約権全てが当初の条件で行使され又は取得されて普通株式が交付されたものとみなし、取得価額調整式において「1株当たり払込金額」として普通株式1株当たりの新株予約権の払込金額と新株予約権の行使に際して出資される財産の普通株式1株当たりの価額の合計額を使用して計算される額を、調整後取得価額とする。調整後取得価額は、かかる新株予約権の割当日の翌日以降、新株予約権無償割当ての場合にはその効力が生ずる日の翌日以降、また株主割当日がある場合にはその翌日以降、これを適用する。
- (b) 上記(a)に掲げた事由によるほか、下記（ ）乃至（ ）のいずれかに該当する場合には、当社はB種優先株主及びB種優先登録株式質権者に対して、あらかじめ書面によりその旨並びにその事由、調整後取得価額、適用の日及びその他必要な事項を通知したうえ、取得価額の調整を適切に行う。
- ）合併、株式交換、株式交換による他の株式会社の発行済株式の全部の取得、株式移転、吸収分割、吸収分割による他の会社がその事業に関して有する権利義務の全部若しくは一部の承継又は新設分割のために取得価額の調整を必要とするとき。
- ）取得価額を調整すべき事由が2つ以上相接して発生し、一方の事由に基づく調整後の取得価額の算出に当たり使用すべき時価につき、他方の事由による影響を考慮する必要があるとき。
- ）その他、発行済普通株式数（但し、当社が保有する普通株式の数を除く。）の変更又は変更の可能性を生ずる事由の発生によって取得価額の調整を必要とするとき。
- (c) 取得価額の調整に際して計算が必要な場合は、円位未満小数第2位まで算出し、その小数第2位を四捨五入する。

- (d) 取得価額調整式に使用する普通株式1株当たりの時価は、調整後取得価額を適用する日に先立つ45取引日目に始まる連続する30取引日の株式会社東京証券取引所における当社の普通株式の普通取引の毎日の終値（気配表示を含む。）の平均値（終値のない日数を除く。また、平均値の計算は、円位未満小数第2位まで算出し、その小数第2位を四捨五入する。）とする。
- (e) 取得価額の調整に際し計算を行った結果、調整後取得価額と調整前取得価額との差額が1円未満にとどまるときは、取得価額の調整はこれを行わない。

へ．合理的な措置

上記ハ．乃至ホ．に定める取得価額は、希釈化防止及び異なる種類の株式の株主間の実質的公平の見地から解釈されるものとし、その算定が困難となる場合又は算定の結果が不合理となる場合には、当社の取締役会は、取得価額の適切な調整その他の合理的に必要な措置をとる。

A種優先株式を対価とする取得請求権

イ．A種優先株式対価取得請求権

B種優先株主は、B種優先株式の払込金額の払込が行われた日以降いつでも、法令に従い、当社に対して、下記ロ．に定める数のA種優先株式（以下「請求対象A種優先株式」という。）の交付と引換えに、その有するB種優先株式の全部又は一部を取得することを請求することができるものとし（以下「A種優先株式対価取得請求」という。）、当社は、当該A種優先株式対価取得請求に係るB種優先株式を取得するのと引換えに、法令の許容する範囲内において、請求対象A種優先株式を、当該B種優先株主に対して交付する。

ロ．B種優先株式の取得と引換えに交付するA種優先株式の数

B種優先株式の取得と引換えに交付するA種優先株式の数は、A種優先株式対価取得請求に係るB種優先株式の数に10を乗じて得られる数とする。

株式の併合又は分割、募集株式の割当て等

- ）当社は、株式の分割又は併合を行うときは、普通株式、A種優先株式及びB種優先株式の種類ごとに同時に同一割合でこれを行う。
- ）当社は、株主に募集株式又は募集新株予約権の割当てを受ける権利を与えるときは、それぞれの場合に応じて、普通株主には普通株式又は普通株式を目的とする新株予約権の割当てを受ける権利を、A種優先株主にはA種優先株式又はA種優先株式を目的とする新株予約権の割当てを受ける権利を、B種優先株主にはB種優先株式又はB種優先株式を目的とする新株予約権の割当てを受ける権利を、それぞれ同時に同一割合で与える。
- ）当社は、株主に株式無償割当て又は新株予約権の無償割当てを行うときは、それぞれの場合に応じて、普通株主には普通株式又は普通株式を目的とする新株予約権の無償割当てを、A種優先株主にはA種優先株式又はA種優先株式を目的とする新株予約権の無償割当てを、B種優先株主にはB種優先株式又はB種優先株式を目的とする新株予約権の無償割当てを、それぞれ同時に同一割合で行う。

(2) 【新株予約権等の状況】

該当事項なし。

(3) 【行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の行使状況等】

該当事項なし。

(4) 【ライツプランの内容】

該当事項なし。

(5) 【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式 総数増減数 (千株)	発行済株式 総数残高 (千株)	資本金増減額 (百万円)	資本金残高 (百万円)	資本準備金 増減額 (百万円)	資本準備金残高 (百万円)
平成26年10月1日～ 平成26年12月31日	-	3,547,017	-	1,400,975	-	743,555

(6) 【大株主の状況】

当四半期会計期間は第3四半期会計期間であるため、記載事項はない。

(7) 【議決権の状況】

【発行済株式】

平成26年9月30日現在

区分	株式数(株)	議決権の数(個)	内容
無議決権株式	B種優先株式 340,000,000	-	「1(1) 発行済株式」の記載を参照
議決権制限株式(自己株式等)	-	-	-
議決権制限株式(その他)	-	-	-
完全議決権株式(自己株式等)	(自己保有株式) 普通株式 3,060,900	-	-
	(相互保有株式) 普通株式 3,955,900		
完全議決権株式(その他)	普通株式 1,593,438,300	15,934,383	-
	A種優先株式 1,600,000,000	16,000,000	「1(1) 発行済株式」の記載を参照
単元未満株式	普通株式 6,562,431	-	1単元(100株)未満の株式
発行済株式総数	3,547,017,531	-	-
総株主の議決権	-	31,934,383	-

(注) 1. 「完全議決権株式(その他)」欄の普通株式には、証券保管振替機構名義の株式が14,600株含まれている。また、「議決権の数」欄には、同機構名義の完全議決権株式に係る議決権の数146個が含まれている。

2. 当第3四半期会計期間末日現在の「発行済株式」については、株主名簿の記載内容が確認できないため、直前の基準日(平成26年9月30日)に基づく株主名簿による記載をしている。

【自己株式等】

平成26年9月30日現在

所有者の氏名又は名称	所有者の住所	自己名義所有株式数(株)	他人名義所有株式数(株)	所有株式数の合計(株)	発行済株式総数に対する所有株式数の割合(%)
東京電力株式会社	東京都千代田区内幸町1丁目1番3号	3,060,900	-	3,060,900	0.09
株式会社関電工	東京都港区芝浦4丁目8番33号	2,369,800	-	2,369,800	0.07
株式会社東京エネシス	東京都中央区日本橋茅場町1丁目3番1号	1,349,500	-	1,349,500	0.04
株式会社東光高岳	東京都江東区豊洲5丁目6番36号	236,600	-	236,600	0.01
計	-	7,016,800	-	7,016,800	0.20

(注) 1. 上記のほか、株主名簿上は当社名義となっているが、実質的に所有していない株式が1,000株(議決権の数10個)ある。

なお、当該株式は上記「発行済株式」の「完全議決権株式(その他)」欄の普通株式に含まれている。

2. 当第3四半期会計期間末日現在の「自己株式等」については、株主名簿の記載内容が確認できないため、直前の基準日(平成26年9月30日)に基づく株主名簿による記載をしている。

2【役員の状況】

前事業年度の有価証券報告書提出日後、当四半期累計期間における役員の異動は、次のとおりである。

(1) 取締役

取締役の異動はない。

(2) 執行役

執行役の異動は次のとおりである。

新任執行役

役名	職名	氏名	生年月日	略歴	任期	所有株式数(株)	就任年月日
執行役	会長補佐兼経営企画本部担当(共同)	西山 圭太	昭和38年 1月11日 生	昭和60年4月 通商産業省(現経済産業省)入省 平成19年7月 経済産業省経済産業政策局産業構造課長 平成21年7月 株式会社産業革新機構執行役員 平成23年6月 内閣官房東京電力経営・財務調査タスクフォース事務局事務局長 平成24年6月 株式会社産業革新機構専務執行役員 平成24年7月 経済産業省大臣官房審議官(経済社会政策担当) 平成25年6月 経済産業省大臣官房審議官(経済産業政策局担当) 平成26年7月 原子力損害賠償支援機構(現原子力損害賠償・廃炉等支援機構)連絡調整室次長(現) 平成26年7月 当社執行役会長補佐兼経営企画本部担当(共同)(現)	(注)	普通株式 0	平成26年 7月22日

(注) 平成26年7月22日から1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結後最初に招集される取締役会の終結の時まで。

退任執行役

役名	職名	氏名	退任年月日
執行役	会長補佐兼経営企画本部担当(共同)	嶋田 隆	平成26年7月22日

(注) 嶋田隆は、執行役退任後も引き続き取締役を務めている。

第4【経理の状況】

1．四半期連結財務諸表の作成方法について

当社の四半期連結財務諸表は「四半期連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」（平成19年内閣府令第64号）に準拠し「電気事業会計規則」（昭和40年通商産業省令第57号）に準じて作成している。

2．監査証明について

当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき第3四半期連結会計期間（平成26年10月1日から平成26年12月31日まで）及び第3四半期連結累計期間（平成26年4月1日から平成26年12月31日まで）に係る四半期連結財務諸表について、新日本有限責任監査法人による四半期レビューを受けている。

1【四半期連結財務諸表】

(1)【四半期連結貸借対照表】

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (平成26年3月31日)	当第3四半期連結会計期間 (平成26年12月31日)
資産の部		
固定資産	12,133,241	11,538,354
電気事業固定資産	7,164,270	7,168,057
水力発電設備	604,267	627,264
汽力発電設備	1,130,834	1,205,036
原子力発電設備	592,008	576,593
送電設備	1,868,381	1,844,840
変電設備	744,958	726,469
配電設備	2,068,258	2,039,399
その他の電気事業固定資産	155,563	148,451
その他の固定資産	259,823	251,914
固定資産仮勘定	912,978	695,800
建設仮勘定及び除却仮勘定	912,978	695,800
核燃料	785,254	784,969
装荷核燃料	123,395	123,366
加工中等核燃料	661,858	661,602
投資その他の資産	3,010,914	2,637,612
長期投資	145,547	138,656
使用済燃料再処理等積立金	1,016,916	964,252
未収原賠・廃炉等支援機構資金交付金	1,101,844	767,739
退職給付に係る資産	80,203	84,773
その他	667,789	683,542
貸倒引当金(貸方)	1,386	1,351
流動資産	2,667,865	2,280,309
現金及び預金	1,655,074	1,212,717
受取手形及び売掛金	528,273	573,027
たな卸資産	239,770	252,833
その他	249,519	247,021
貸倒引当金(貸方)	4,772	5,290
合計	14,801,106	13,818,663

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (平成26年3月31日)	当第3四半期連結会計期間 (平成26年12月31日)
負債及び純資産の部		
固定負債	11,279,641	10,309,860
社債	2,380,462	2,345,606
長期借入金	2,280,890	2,274,556
使用済燃料再処理等引当金	1,054,480	1,009,304
使用済燃料再処理等準備引当金	67,945	69,983
災害損失引当金	596,145	560,873
原子力損害賠償引当金	1,563,639	1,180,887
退職給付に係る負債	449,098	428,319
資産除去債務	714,261	723,462
その他	151,717	142,865
流動負債	1,938,876	1,720,776
1年以内に期限到来の固定負債	952,402	737,727
短期借入金	10,418	147,941
支払手形及び買掛金	357,185	362,496
未払税金	89,105	101,987
その他	529,765	370,624
特別法上の引当金	5,180	5,489
原子力発電工事償却準備引当金	5,180	5,489
負債合計	13,223,698	12,036,126
株主資本	1,602,124	1,781,193
資本金	1,400,975	1,400,975
資本剰余金	743,616	743,609
利益剰余金	534,085	355,002
自己株式	8,381	8,389
その他の包括利益累計額	52,003	28,581
その他有価証券評価差額金	2,995	4,970
繰延ヘッジ損益	13,356	14,018
土地再評価差額金	3,295	3,295
為替換算調整勘定	1,448	11,750
退職給付に係る調整累計額	39,795	27,988
少数株主持分	27,287	29,924
純資産合計	1,577,408	1,782,536
合計	14,801,106	13,818,663

(2) 【四半期連結損益計算書及び四半期連結包括利益計算書】

【四半期連結損益計算書】

【第3四半期連結累計期間】

(単位：百万円)

	前第3四半期連結累計期間 (平成25年4月1日から 平成25年12月31日まで)	当第3四半期連結累計期間 (平成26年4月1日から 平成26年12月31日まで)
営業収益	4,800,196	4,932,556
電気事業営業収益	4,578,111	4,722,319
その他事業営業収益	222,085	210,236
営業費用	4,568,865	4,633,368
電気事業営業費用	4,370,955	4,452,763
その他事業営業費用	197,909	180,605
営業利益	231,331	299,187
営業外収益	55,191	49,206
受取配当金	5,354	2,336
受取利息	13,630	13,621
持分法による投資利益	21,509	20,903
その他	14,695	12,344
営業外費用	97,301	121,341
支払利息	85,862	75,917
為替差損	4,274	35,550
その他	7,164	9,873
四半期経常収益合計	4,855,387	4,981,762
四半期経常費用合計	4,666,167	4,754,710
経常利益	189,220	227,051
原子力発電工事償却準備金引当又は取崩し	192	309
原子力発電工事償却準備金引当	192	309
特別利益	1,782,640	512,595
原賠・廃炉等支援機構資金交付金	1,665,765	512,595
固定資産売却益	84,835	-
災害損失引当金戻入額	32,039	-
特別損失	1,185,032	543,617
災害特別損失	21,216	-
原子力損害賠償費	1,123,965	543,617
福島第一5・6号機廃止損失	39,849	-
税金等調整前四半期純利益	786,635	195,720
法人税、住民税及び事業税	10,881	13,612
法人税等調整額	718	184
法人税等合計	10,162	13,428
少数株主損益調整前四半期純利益	776,473	182,292
少数株主利益	3,575	2,222
四半期純利益	772,898	180,069

【四半期連結包括利益計算書】
 【第3四半期連結累計期間】

(単位：百万円)

	前第3四半期連結累計期間 (平成25年4月1日から 平成25年12月31日まで)	当第3四半期連結累計期間 (平成26年4月1日から 平成26年12月31日まで)
少数株主損益調整前四半期純利益	776,473	182,292
その他の包括利益		
その他有価証券評価差額金	259	556
繰延ヘッジ損益	109	133
為替換算調整勘定	12,047	6,173
退職給付に係る調整額	-	10,707
持分法適用会社に対する持分相当額	14,211	6,660
その他の包括利益合計	26,628	24,231
四半期包括利益	803,102	206,523
(内訳)		
親会社株主に係る四半期包括利益	797,952	203,491
少数株主に係る四半期包括利益	5,150	3,031

【注記事項】

(連結の範囲又は持分法適用の範囲の変更)

1. 持分法適用の範囲の重要な変更

第1四半期連結会計期間より、株式会社高岳製作所及び東光電気株式会社は、持分法適用関連会社である株式会社東光高岳ホールディングス(現 株式会社東光高岳)に吸収合併されたことにより、持分法適用の範囲から除外している。

(会計方針の変更)

第1四半期連結会計期間より、「退職給付に関する会計基準」(企業会計基準第26号 平成24年5月17日。以下「退職給付会計基準」という)及び「退職給付に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第25号 平成24年5月17日。以下「退職給付適用指針」という)を、退職給付会計基準第35項本文及び退職給付適用指針第67項本文に掲げられた定めについて適用し、退職給付債務及び勤務費用の計算方法を見直している。

退職給付会計基準等の適用については、退職給付会計基準第37項に定める経過的な取扱いに従って、当第3四半期連結累計期間の期首において、退職給付債務及び勤務費用の計算方法の変更に伴う影響額を利益剰余金に加減している。なお、退職給付会計基準等の適用に伴う影響は軽微である。

(追加情報)

1. 福島第一原子力発電所の事故等に関する原子力損害の賠償

東北地方太平洋沖地震により被災した福島第一原子力発電所の事故等に関する原子力損害について、当社は事故の当事者であることを真摯に受け止め、被害を受けられた皆さまへの賠償を早期に実現するとの観点から、国の援助を受けながら「原子力損害の賠償に関する法律」(昭和36年6月17日 法律第147号)に基づく賠償を実施している。原子力損害賠償紛争審査会が決定する「東京電力株式会社福島第一、第二原子力発電所事故による原子力損害の範囲の判定等に関する中間指針」(平成23年8月5日)等の賠償に関する国の指針や、これらを踏まえた当社の賠償基準、また、損害賠償請求実績や客観的な統計データ等に基づく賠償見積額5,746,161百万円から「原子力損害賠償補償契約に関する法律」(昭和36年6月17日 法律第148号)の規定による補償金(以下「補償金」という)の受入額120,000百万円を控除した金額5,626,161百万円と前連結会計年度の見積額との差額543,617百万円を原子力損害賠償費に計上している。これらの賠償額の見積りについては、新たな賠償に関する国の指針の決定や、当社の賠償基準の策定、また、参照するデータの精緻化や被害を受けられた皆さまとの合意等により、今後変動する可能性があるものの、現時点の合理的な見積りが可能な範囲における概算額を計上している。

一方、こうした賠償の迅速かつ適切な実施のため、原子力損害賠償・廃炉等支援機構(以下「機構」という)は、「原子力損害賠償・廃炉等支援機構法」(平成23年8月10日 法律第94号。以下「機構法」という)に基づき、申請のあった原子力事業者に対し必要な資金援助を行うこととされている。当社が計上する原子力損害賠償費は、被害を受けられた皆さまとの合意が大前提となるものの、当社からお支払いする額として提示させていただく額の見積額であり、当社が迅速かつ適切な賠償を実施するためには、機構から必要な資金援助を受ける必要がある。そのため、当社は機構に対し、機構法第43条第1項の規定に基づき、資金援助の申請日時点での原子力損害賠償費を要賠償額の見通し額として資金援助の申請を行っており、平成26年7月23日に同日時点での要賠償額の見通し額5,421,439百万円への資金援助の額の変更を申請したことから、当第3四半期連結累計期間において、同額から補償金の受入額120,000百万円を控除した金額5,301,439百万円と、平成25年12月27日に損害賠償の履行に充てるための資金として申請した金額4,788,844百万円との差額512,595百万円を原賠・廃炉等支援機構資金交付金に計上している。

なお、資金援助を受けるにあたっては、機構法第52条第1項の規定により機構が定める特別な負担金を支払うこととされているが、その金額については、当社の収支の状況に照らし連結会計年度ごとに機構における運営委員会の議決を経て定められるとともに、主務大臣による認可が必要となることなどから、計上していない。

2. 連結納税制度の適用

第1四半期連結会計期間より、連結納税制度を適用している。

(四半期連結貸借対照表関係)

1. 偶発債務

(1) 保証債務

	前連結会計年度 (平成26年3月31日)	当第3四半期連結会計期間 (平成26年12月31日)
イ 関連会社等の金融機関からの借入金に対する保証債務	173,164百万円	145,811百万円
ロ 関連会社が発行している社債に対する保証債務	9,597	8,226
ハ 関連会社等が締結した契約の履行に対する保証債務	5,548	6,490
ニ 従業員の持ち家財形融資等による金融機関からの借入金に対する保証債務	212,375	197,514
計	400,685	358,042

(2) 社債の債務履行引受契約に係る偶発債務

	前連結会計年度 (平成26年3月31日)	当第3四半期連結会計期間 (平成26年12月31日)
	70,000百万円	- 百万円

(3) 原子力損害の賠償に係る偶発債務

前連結会計年度(平成26年3月31日)

東北地方太平洋沖地震により被災した福島第一原子力発電所の事故等に関する原子力損害について、当社は事故の当事者であることを真摯に受け止め、被害を受けられた皆さまへの賠償を早期に実現するとの観点から、国の援助を受けながら「原子力損害の賠償に関する法律」(昭和36年6月17日 法律第147号)に基づく賠償を実施することとした。その後、原子力損害賠償紛争審査会において、平成23年8月5日に「東京電力株式会社福島第一、第二原子力発電所事故による原子力損害の範囲の判定等に関する中間指針」(以下「中間指針」という)、同年12月6日に中間指針追補、平成24年3月16日に中間指針第二次追補、平成25年1月30日に中間指針第三次追補、そして、同年12月26日に中間指針第四次追補が決定されるとともに、平成24年7月20日には政府の方針として、「避難指示区域の見直しに伴う賠償基準の考え方について」が公表された。当社は迅速かつ適切な賠償を行う観点から、これらを踏まえ、中間指針等で示された損害項目ごとに、賠償基準を策定している。また、平成23年12月26日には政府の原子力災害対策本部により「ステップ2の完了を受けた警戒区域及び避難指示区域の見直しに関する基本的考え方及び今後の検討課題について」が取りまとめられ、避難指示区域等の見直しに係る考え方が示されている。これらに加え、損害賠償請求実績や客観的な統計データ等に基づき合理的な見積りが可能な額については、当連結会計年度末において原子力損害賠償引当金に計上しているが、中間指針等の記載内容や現時点で入手可能なデータ等により合理的に見積ることができない間接被害や一部の財物価値の喪失または減少等については計上していない。また、「平成二十三年三月十一日に発生した東北地方太平洋沖地震に伴う原子力発電所の事故により放出された放射性物質による環境の汚染への対処に関する特別措置法」(平成23年8月30日 法律第110号)に基づき講ぜられる廃棄物の処理及び除染等の措置等が、国の財政上の措置の下に進められている。そのうち、廃棄物の処理及び除染等の措置等に要する費用として当社に請求または求償される額については、合意された一部を除き、現時点で当該措置の具体的な実施内容等を把握できる状況になく、賠償額を合理的に見積ることができないことなどから、計上していない。

当第3四半期連結会計期間(平成26年12月31日)

東北地方太平洋沖地震により被災した福島第一原子力発電所の事故等に関する原子力損害について、当社は事故の当事者であることを真摯に受け止め、被害を受けられた皆さまへの賠償を早期に実現するとの観点から、国の援助を受けながら「原子力損害の賠償に関する法律」(昭和36年6月17日 法律第147号)に基づく賠償を実施している。原子力損害賠償紛争審査会が決定する「東京電力株式会社福島第一、第二原子力発電所事故による原子力損害の範囲の判定等に関する中間指針」(平成23年8月5日。以下「中間指針」という)等の賠償に関する国の指針や、これらを踏まえた当社の賠償基準、また、損害賠償請求実績や客観的な統計データ等に基づき合理的な見積りが可能な額については、当第3四半期連結会計期間末において原子力損害賠償引当金に計上しているが、中間指針等の記載内容や現時点で入手可能なデータ等により合理的に見積ることができない間接被害や一部の財物価値の喪失または減少等については計上していない。また、「平成二十三年三月十一日に発生した東北地方太平洋沖地震に伴う原子力発電所の事故により放出された放射性物質による環境の汚染への対処に関する特別措置法」(平成23年8月30日 法律第110号)に基づき講ぜられる廃棄物の処理及び除染等の措置等が、国の財政上の措置の下に進められている。そのうち、廃棄物の処理及び除染等の措置等に要する費用として当社に請求または求償される額については、合意された一部を除き、現時点で当該措置の具体的な実施内容等を把握できる状況になく、賠償額を合理的に見積ることができないことなどから、計上していない。

2. 財務制限条項

前連結会計年度（平成26年3月31日）

当社の社債（1,156,202百万円）及び長期借入金（321,764百万円）には、当社及び当社グループの財政状態、経営成績に係る財務制限条項が付されている。

当第3四半期連結会計期間（平成26年12月31日）

当社の社債（1,243,474百万円）及び長期借入金（321,764百万円）には、当社及び当社グループの財政状態、経営成績に係る財務制限条項が付されている。

（四半期連結損益計算書関係）

1. 季節的変動

前第3四半期連結累計期間（平成25年4月1日から平成25年12月31日まで）及び当第3四半期連結累計期間（平成26年4月1日から平成26年12月31日まで）

電気事業については、売上高において販売電力量を四半期ごとに比較すると、冷暖房需要によって販売電力量が増加する第2四半期・第4四半期と比べて、第1四半期・第3四半期の販売電力量は相対的に低水準となる特徴がある。

（四半期連結キャッシュ・フロー計算書関係）

当第3四半期連結累計期間に係る四半期連結キャッシュ・フロー計算書は作成していない。なお、第3四半期連結累計期間に係る減価償却費（のれんを除く無形固定資産に係る償却費を含む。）は、次のとおりである。

	前第3四半期連結累計期間 （平成25年4月1日から 平成25年12月31日まで）	当第3四半期連結累計期間 （平成26年4月1日から 平成26年12月31日まで）
減価償却費	475,840百万円	466,701百万円

(セグメント情報等)

【セグメント情報】

前第3四半期連結累計期間(平成25年4月1日から平成25年12月31日まで)

1. 報告セグメントごとの売上高及び利益又は損失の金額に関する情報

(単位:百万円)

	報告セグメント				合計	調整額 (注1)	四半期連結 損益計算書 計上額 (注2)
	燃料 &パワー	パワー グリッド	カスタマー サービス	コーポ レート			
売上高							
外部顧客への売上高	81,372	81,152	4,589,448	48,224	4,800,196	-	4,800,196
セグメント間の内部 売上高又は振替高	2,389,713	1,128,613	155,646	384,853	4,058,826	4,058,826	-
計	2,471,085	1,209,765	4,745,094	433,078	8,859,023	4,058,826	4,800,196
セグメント利益又は 損失()	81,021	174,256	75,703	100,597	230,383	947	231,331

(注)1. セグメント利益又は損失()の調整額947百万円には、セグメント間取引消去945百万円等が含まれている。

2. セグメント利益又は損失()は、四半期連結損益計算書の営業利益と調整を行っている。

当第3四半期連結累計期間(平成26年4月1日から平成26年12月31日まで)

1. 報告セグメントごとの売上高及び利益又は損失の金額に関する情報

(単位:百万円)

	報告セグメント				合計	調整額 (注1)	四半期連結 損益計算書 計上額 (注2)
	燃料 &パワー	パワー グリッド	カスタマー サービス	コーポ レート			
売上高							
外部顧客への売上高	78,667	88,978	4,722,340	42,570	4,932,556	-	4,932,556
セグメント間の内部 売上高又は振替高	2,466,043	1,074,452	154,905	204,888	3,900,290	3,900,290	-
計	2,544,711	1,163,430	4,877,246	247,458	8,832,846	3,900,290	4,932,556
セグメント利益又は 損失()	249,234	134,276	238,432	323,194	298,749	437	299,187

(注)1. セグメント利益又は損失()の調整額437百万円には、セグメント間取引消去435百万円等が含まれている。

2. セグメント利益又は損失()は、四半期連結損益計算書の営業利益と調整を行っている。

2. 報告セグメントの変更等に関する事項

当社は、今後予定される電力システム改革に対応し、各事業部門がコスト意識を高めるとともに自発的に収益拡大に取り組むことで、競争力を高めていくことを目的に、平成25年4月1日より社内カンパニー制を導入した。社内カンパニー制では、「燃料&パワー・カンパニー」「パワーグリッド・カンパニー」「カスタマーサービス・カンパニー」の3つのカンパニーを設置するとともに、3カンパニー以外の組織は、コーポレートとして、グループとしての総合力発揮を目指している。あわせて、当社グループ全体では、カンパニーを主体とする経営管理へ移行し、関係会社の事業・業務管理については、関連する事業を行っているカンパニー及びコーポレートが実施している。

この体制の下、報告セグメントは、「燃料&パワー」「パワーグリッド」「カスタマーサービス」「コーポレート」の4つとし、これまで報告セグメントに含まれない事業セグメントである「その他」に区分してきた関係会社についても、第1四半期連結会計期間より、4つの報告セグメントにあわせて整理している。

なお、前第3四半期連結累計期間のセグメント情報は、当第3四半期連結累計期間の報告セグメントの区分に基づき作成したものを開示している。

(1 株当たり情報)

	前第 3 四半期連結累計期間 (平成25年 4 月 1 日から 平成25年12月31日まで)	当第 3 四半期連結累計期間 (平成26年 4 月 1 日から 平成26年12月31日まで)
1 株当たり四半期純利益	482円32銭	112円37銭
潜在株式調整後 1 株当たり四半期純利益	156円59銭	36円48銭

(注) 1 . 1 株当たり四半期純利益の算定上の基礎は、以下のとおりである。

	前第 3 四半期連結累計期間 (平成25年 4 月 1 日から 平成25年12月31日まで)	当第 3 四半期連結累計期間 (平成26年 4 月 1 日から 平成26年12月31日まで)
四半期純利益 (百万円)	772,898	180,069
普通株主に帰属しない金額 (百万円)	-	-
普通株式に係る四半期純利益 (百万円)	772,898	180,069
普通株式の期中平均株式数 (千株)	1,602,459	1,602,402

2 . 潜在株式調整後 1 株当たり四半期純利益の算定上の基礎は、以下のとおりである。

	前第 3 四半期連結累計期間 (平成25年 4 月 1 日から 平成25年12月31日まで)	当第 3 四半期連結累計期間 (平成26年 4 月 1 日から 平成26年12月31日まで)
四半期純利益調整額 (百万円)	-	-
普通株式増加数 (千株)	3,333,333	3,333,333
(うち A 種優先株式 (千株))	(1,066,666)	(1,066,666)
(うち B 種優先株式 (千株))	(2,266,666)	(2,266,666)
希薄化効果を有しないため、潜在株式調整後 1 株 当たり四半期純利益の算定に含めなかった潜在株 式の概要	-	-

2 【その他】

該当事項なし。

第二部【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項なし。

独立監査人の四半期レビュー報告書

平成27年2月3日

東京電力株式会社

取締役会 御中

新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 白羽 龍三 印

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 湯川 喜雄 印

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 春日 淳志 印

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、「経理の状況」に掲げられている東京電力株式会社の平成26年4月1日から平成27年3月31日までの連結会計年度の第3四半期連結会計期間（平成26年10月1日から平成26年12月31日まで）及び第3四半期連結累計期間（平成26年4月1日から平成26年12月31日まで）に係る四半期連結財務諸表、すなわち、四半期連結貸借対照表、四半期連結損益計算書、四半期連結包括利益計算書及び注記について四半期レビューを行った。

四半期連結財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して四半期連結財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない四半期連結財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した四半期レビューに基づいて、独立の立場から四半期連結財務諸表に対する結論を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に準拠して四半期レビューを行った。

四半期レビューにおいては、主として経営者、財務及び会計に関する事項に責任を有する者等に対して実施される質問、分析的手続その他の四半期レビュー手続が実施される。四半期レビュー手続は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して実施される年度の財務諸表の監査に比べて限定された手続である。

当監査法人は、結論の表明の基礎となる証拠を入手したと判断している。

監査人の結論

当監査法人が実施した四半期レビューにおいて、上記の四半期連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して、東京電力株式会社及び連結子会社の平成26年12月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する第3四半期連結累計期間の経営成績を適正に表示していないと信じさせる事項がすべての重要な点において認められなかった。

強調事項

1. 「注記事項 追加情報 1. 福島第一原子力発電所の事故等に関する原子力損害の賠償」に記載されているとおり、東北地方太平洋沖地震により被災した福島第一原子力発電所の事故等に関する原子力損害について、会社は国の援助を受けながら「原子力損害の賠償に関する法律」（昭和36年6月17日 法律第147号）に基づく賠償を実施している。原子力損害賠償紛争審査会が決定する「東京電力株式会社福島第一、第二原子力発電所事故による原子力損害の範囲の判定等に関する中間指針」（平成23年8月5日）等の賠償に関する国の指針や、これらを踏まえた会社の賠償基準、また、損害賠償請求実績や客観的な統計データ等に基づく賠償見積額5,746,161百万円から「原子力損害賠償補償契約に関する法律」（昭和36年6月17日 法律第148号）の規定による補償金（以下「補償金」という）の受入額120,000百万円を控除した金額5,626,161百万円と前連結会計年度の見積額との差額543,617百万円を原子力損害賠償費に計上している。これらの賠償額の見積りについては、新たな賠償に関する国の指針の決定や、会社の賠償基準の策定、また、参照するデータの精緻化や被害を受けられた皆さまとの合意等により、今後変動する可能性があるものの、現時点の合理的な見積りが可能な範囲における概算額を計上している。

一方、こうした賠償の迅速かつ適切な実施のため、原子力損害賠償・廃炉等支援機構（以下「機構」という）は、「原子力損害賠償・廃炉等支援機構法」（平成23年8月10日 法律第94号。以下「機構法」という）に基づき、申請のあった原子力事業者に対し必要な資金援助を行うこととされている。会社は機構に対し、機構法第43条第1項の規定に基づき、資金援助の申請日時点での原子力損害賠償費を要賠償額の見通し額として資金援助の申請を行っており、平成26年7月23日に同日時点での要賠償額の見通し額5,421,439百万円への資金援助の額の変更を申請したことから、当第3四半期連結累計期間において、同額から補償金の受入額120,000百万円を控除した金額5,301,439百万円と、平成25年12月27日に損害賠償の履行に充てるための資金として申請した金額4,788,844百万円との差額512,595百万円を原賠・廃炉等支援機構資金交付金に計上している。

なお、資金援助を受けるにあたっては、機構法第52条第1項の規定により機構が定める特別な負担金を支払うこととされているが、その金額については、会社の収支の状況に照らし連結会計年度ごとに機構における運営委員会の議決を経て定められるとともに、主務大臣による認可が必要となることなどから、計上していない。

2. 「注記事項 四半期連結貸借対照表関係 1. 偶発債務 (3) 原子力損害の賠償に係る偶発債務 当第3四半期連結会計期間」に記載されているとおり、東北地方太平洋沖地震により被災した福島第一原子力発電所の事故等に関する原子力損害について、会社は国の援助を受けながら「原子力損害の賠償に関する法律」（昭和36年6月17日 法律第147号）に基づく賠償を実施している。原子力損害賠償紛争審査会が決定する「東京電力株式会社福島第一、第二原子力発電所事故による原子力損害の範囲の判定等に関する中間指針」（平成23年8月5日。以下「中間指針」という）等の賠償に関する国の指針や、これらを踏まえた会社の賠償基準、また、損害賠償請求実績や客観的な統計データ等に基づき合理的な見積りが可能な額については、当第3四半期連結会計期間末において原子力損害賠償引当金に計上しているが、中間指針等の記載内容や現時点で入手可能なデータ等により合理的に見積ることができない間接被害や一部の財物価値の喪失または減少等については計上していない。また、「平成二十三年三月十一日に発生した東北地方太平洋沖地震に伴う原子力発電所の事故により放出された放射性物質による環境の汚染への対処に関する特別措置法」（平成23年8月30日 法律第110号）に基づき講ぜられる廃棄物の処理及び除染等の措置等が、国の財政上の措置の下に進められている。そのうち、廃棄物の処理及び除染等の措置等に要する費用として会社に請求または求償される額については、合意された一部を除き、現時点で当該措置の具体的な実施内容等を把握できる状況になく、賠償額を合理的に見積ることができないことなどから、計上していない。

当該事項は、当監査法人の結論に影響を及ぼすものではない。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

(注) 1. 上記は四半期レビュー報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が四半期連結財務諸表に添付する形で別途保管している。

2. X B R L データは四半期レビューの対象には含まれていない。